

かみす市議会だより表紙の写真の公募について

公募の目的

神栖市議会では、幅広い世代に市政に関心をもって頂き、市民に親しまれる議会だよりを目指して、表紙の写真・イラストを募集します。

募集する写真・イラスト等

- ・応募者本人が神栖市内を撮影した写真または描写したイラスト
(人物、風景、まつり、学校行事、その他市内で開催された行事やイベント等)

応募条件

- 次の条件に該当するもの（1号につき2枚まで）
- ・合成写真、組み写真、画像加工処理したものは不可
- ・AIによるイラスト等は不可
- ・人物が特定できる場合、被写体本人の承諾を受けたもの
(未成年であった場合、保護者の承諾も必要)
- ・デジタルデータ（JPEG形式またはPNG形式）で提供できるもの
- ・撮影者自身、作者自身に著作権があり未発表、オリジナル作品のもの

応募期間

各号に対して、次の期間内にご応募をお願いします。
(編集の都合により、前後する場合があります)

- <5月発行号> 4月30日まで
- <8月発行号> 7月31日まで
- <11月発行号> 10月31日まで
- <2月発行号> 1月31日まで

応募方法

応募上の注意をご確認の上、応募用紙に記入し、写真またはイラスト及び応募用紙を神栖市議会議会だより編集委員会（gikai@city.kamisu.ibaraki.jp）へメールにてご応募ください。

選考方法

議会だより編集委員会にて審査し、決定します。
なお、審査に関する問い合わせにはお答えできません。

応募上の注意

- ・応募写真の著作権は撮影者本人に帰属します。
- ・応募された写真・イラストに関する著作権、肖像権等の問題が発生した場合、神栖市議会は一切の責任を負わず、応募者がすべて対処するものとします。
- ・応募された写真・イラストは、市議会だよりや市議会のホームページ等で使用してよいものと判断し、応募者への写真利用許諾申請は行いません。無償で神栖市議会が使用することを許諾したものとします。
- ・応募された写真・イラストの用途は、かみす市議会だよりへの掲載、神栖市議会ホームページへの掲載、いばらき e ブックスへの掲載に限ります。
- ・採用された写真は、必要によりトリミング処理を行ったり、複数組み合わせで使用することがあります。
- ・応募者の氏名、撮影場所を掲載します。ただし、氏名や撮影場所の掲載を希望しない場合は、応募用紙にその旨ご記入ください。
- ・応募された写真は、全て議会だよりに掲載されるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。
- ・応募及び採用に対する賞品等の贈呈は行いません。